奈良県広域水道企業団　橿原・大和高田・明日香エリアお客様センター業務委託

及び橿原市下水道部お客様センター業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

1. 趣旨

　この実施要領は、奈良県広域水道企業団　橿原・大和高田・明日香エリアお客様センター業務委託及び橿原市下水道部お客様センター業務委託について公募型プロポーザル方式により参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものである。

1. 業務概要
2. 案件名　　　　・奈良県広域水道企業団　橿原・大和高田・明日香エリアお客様センター業務委託

　　　　　　　・橿原市下水道部お客様センター業務委託

1. 業務内容　　　奈良県広域水道企業団　橿原・大和高田・明日香エリアお客様センター業務委託仕様書（案）

　　　　　　　　　及び橿原市下水道部お客様センター業務委託仕様書（案）のとおり

1. 業務期間　　　令和７年１０月１日～令和１０年９月３０日
2. 発注者　　　　奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）

橿原市下水道部（以下「橿原市」という。）

1. 履行場所　　　橿原市川西町・内膳町地内
2. 契約保証金　　有（奈良県広域水道企業団契約規程第１９条及び橿原市契約規則（昭和３９年橿原市規則

第７号）第２１条の定めによるものとする。）

1. 支払条件　　　別紙「仕様書（案）」のとおり
2. 選定方法　　　公募型プロポーザル方式
3. 提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

＜各年度の金額及び総額＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 企業団 | 橿原市 |
| 令和7年度 | 令和7年10月～令和8年3月 | 89,464,895円 | 3,997,704円 |
| 令和8年度 | 令和8年　4月～令和9年3月 | 178,929,789円 | 7,995,411円 |
| 令和9年度 | 令和9年　4月～令和10年3月 | 178,929,789円 | 7,995,411円 |
| 令和10年度 | 令和10年　4月～令和10年9月 | 89,464,895円 | 3,997,705円 |
| 総額 |  | 536,789,368円 | 23,986,231円 |

※この金額は、提案する際の上限額であり、契約時の予定価格となるものではない。

1. 資格要件

　本業務の公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

1. 当該年度の橿原市入札参加資格者名簿の業務・業種名が「上水道関連」または「その他役務」に登録されている者、当該年度の大和高田市契約規則（平成１１年大和高田市規則第９号）第６条の２に定める競争入札参加資格名簿の業務・業種名が「その他」・「検針業務」または「その他」・「料金徴収」に登録されている者及び当該年度の明日香村入札参加資格者名簿の業務・業種名が｢役務提供　その他、上下水道料金徴収及び検針業務｣に登録されている者であること。
2. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者又は同条第２項各号のいずれかに該当したために競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
3. 公告日から契約締結日まで、橿原市入札参加資格停止要綱（平成１４年橿原市告示第２０８号）、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年大和高田市告示第８０号）及び明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成２３年明日香村告示第２３号）による資格停止措置又は資格留保を受けていない者であること。
4. 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6. 過去５年以内（公告日を基準日とする。）に、地方公共団体から本業務と同種のお客様センター業務を受託した実績を有すること。
7. スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 手順 | 期限等 |
| １ | 公告・実施要領等交付 | 令和７年５月２日（金） |
| ２ | 質疑の受付 | 令和７年５月８日（木）正午まで |
| ３ | 質疑の回答 | 令和７年５月１３日（火） |
| ４ | 参加申請書等の提出 | 令和７年５月１５日（木）正午まで |
| ５ | 参加申請審査結果通知書の送付 | 令和７年５月１９日（月） |
| ４ | 企画提案書類の提出 | 令和７年５月２３日（金）正午まで |
| ５ | ヒアリング等実施通知書の送付 | 令和７年５月２７日（火） |
| ６ | プレゼンテーション等審査の実施 | 令和７年５月３０日（金）予定 |
| ７ | 評価結果通知書の送付 | 令和７年６月１３日（金）予定 |
| ８ | 仕様書の調整 | 令和７年６月中旬 |
| ９ | 最終見積書の提出 | 令和７年７月上旬 |
| １０ | 契約締結、結果公表 | 令和７年７月中旬 |

※上記スケジュールは予定であり、状況により変更する場合がある。

1. 実施手順
2. 公告・実施要領等交付

公告により、企業団ホームページに当該案件に係る公告及び実施要領等が掲載されるので、ダウンロードする。

* 公告日　　　令和７年５月２日（金）
* 掲載期間　　令和７年５月２日（金）～令和７年５月１５日（木）
* 掲載場所　　奈良県広域水道企業団ホームページ→事業者の皆様→入札契約→橿原事務所→入札公告

1. 質疑の受付

当該案件について不明な点がある場合は、「質疑書（様式第５号）」に質疑内容を記載し、電子メールに添付して、下記のメールアドレスまで送信する。なお、電子メール以外の質疑に対しては回答しない。

* 受付期限　　令和７年５月８日（木）　正午
* 送信先　　　keiyakuzaisan@union.nara-water.lg.jp

1. 質疑の回答

全ての質疑について取りまとめた回答を企業団ホームページに掲載する。なお、質疑した業者名は記載されないものとする。

* 回答予定日　令和７年５月１３日（火）午後
* 掲載場所　　奈良県広域水道企業団ホームページ→事業者の皆様→入札契約→橿原事務所→入札公告

1. 参加申請書等の提出

当該案件に参加しようとする者は、下記の必要書類を作成して、発注者に提出する。

* 提出期限　　令和７年５月１５日（木）正午まで
* 提出場所　　奈良県広域水道企業団総務部契約財産課（住所：奈良県磯城郡田原本町宮古404-7）
* 提出方法　　持参又は郵送とする。（提出期限必着のこと。）

　　　　　　　　（※持参する場合はあらかじめ奈良県広域水道企業団総務部契約財産課（0744-32-1264）へ提出する日時を電話にて連絡すること。）

* 提出物　　　下表のとおり

| 番号 | 書類 | 企画・要領 |
| --- | --- | --- |
| １ | 参加申請書 | * 様式　　　指定･･･様式第１号（Ａ４普通紙） * 提出部数　代表者印及び社印を押印した正本２部 |
| ２ | 会社概要書 | * 様式　　　指定･･･様式第２号（Ａ４普通紙）   ※会社の概要がわかるパンフレット等資料があれば添付すること。   * 提出部数　正本２部 |
| ３ | 業務実績書 | * 様式　　　指定･･･様式第３号（Ａ４普通紙） * 提出部数　正本２部 * 内容　　　過去５年以内に地方公共団体から受託した主   な実績を記載すること。（奈良県内又は近畿圏　　内の自治体での実績がある場合は優先して記載する。） |

1. 参加申請審査結果通知書の送付

当該案件の提案資格を確認した結果として、発注者より「参加申請審査結果通知書」が電子メールにより送付される。なお、提案資格を満たさない旨を通知された者は「説明請求書（様式第４号）」を提出し、その理由について説明を求めることができ、回答が送付される。

* 参加申請審査結果通知書の送付予定日　令和７年５月１９日（月）
* 説明請求書の提出期限　　　　　令和７年５月２１日（水）正午
* 説明請求書の提出場所　　　　　奈良県広域水道企業団総務部契約財産課
* 説明請求書の提出方法　　　　　電子メール（keiyakuzaisan@union.nara-water.lg.jp）
* 説明請求書への回答予定日　　　令和７年５月２２日（木）

1. 企画提案書類の提出

「仕様書（案）」の内容を踏まえ、企画提案書類を作成して、企業団及び橿原市それぞれに提出する。また、持参する日時をあらかじめ奈良県広域水道企業団総務部契約財産課（0744-32-1264）、橿原市下水道部（0744-47-0790）へ提出する日時を電話にて連絡すること。

* 提出期限　　令和７年５月２３日（金）正午
* 提出場所　　奈良県広域水道企業団総務部契約財産課、橿原市下水道部経営総務課
* 提出方法　　持参のみとする。（提出期限必着のこと。）
* 提出物　　　下表のとおり。２及び３はＡ４ファイル綴じで提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 書類 | 企画・要領 |
| １ | 提案書 | * 様式　　　指定･･･様式第６号（Ａ４普通紙） * 提出部数　代表者印及び社印を押印した正本２部   【内訳】　企業団：１部  橿原市：１部 |
| ２ | 企画書 | * 様式　　　任意  1. Ａ４両面印刷を基本とする。Ａ３の大きさのものがある場合はＡ４の大きさに折り込むこと。 2. 文字フォントサイズは１０．５ポイント以上とする。ただし図表内の文字等は例外とするが、読みやすいサイズにすること。  * 提出部数　正本２部、副本１０部   【内訳】　企業団：正本１部、副本６部  橿原市：正本１部、副本４部   * 内容   本業務委託に対する取り組み方針等の提案項目を別添１に示すので、企業団及び橿原市の仕様書（案）、仕様書細目等により企画書を作成すること。 |
| ３ | 見積書 | * 様式　　　指定･･･様式第７号 * 提出部数　代表者印及び社印を押印した以下に示す部数。   企業団：正本１部、副本６部  橿原市：正本１部、副本４部   * 内容   奈良県広域水道企業団　橿原・大和高田・明日香エリアお客様センター業務委託、橿原市下水道部お客様センター業務委託それぞれの見積書を作成すること。 |

1. プレゼンテーション及び審査の実施

企画提案書等による書類審査結果（２００点満点）とプレゼンテーション及びヒアリング審査結果（５０点満点）の合計点に、最低見積金額を提示した者に評価委員１人あたり５０点を与えそれ以外の者には比例配分で配点した見積金額配分点を加えた総合計点（１人あたり３００点満点）により交渉順位を決定し、最高得点を得た者が受注候補者として選定される。なお、最高得点を得た者が２者以上で同点となった場合は、見積金額の低い者が選定される。最高得点を得た者が２者以上で同点となり、かつ、見積金額も同額となった場合は、くじ引きにより選定される。ただし、見積金額が提案上限額を超える場合又は書類審査結果とプレゼンテーション及びヒアリング審査結果の合計点が最高合計点の３分の２に満たない場合は、審査対象外とする。

1. 企画提案書等による書類審査
2. 下表「評価項目」に基づき採点する。審査項目の配点を満点として、絶対評価とする。
3. 審査は評価委員８人が各々行い、委員１人の持点を２００点満点とし、その合計を審査点とする。
4. 2.（7）、（8）、（14）の評価項目については企業団のみの採点とする。
5. 2.(9)、(10)の評価項目の一部については橿原市のみの採点とする。

なお、配点については以下のとおり。

| 評価項目 | 評価観点 | 点数 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業団 | 橿原市 |
| 1.(1)会社概要 | 業務内容がわかりやすく説明されているか。 | 10 | 10 |
| (2)同種業務受注実績 | 他自治体での業務実績は十分か。 | 10 | 10 |
| (3)業務に関する基本的な方針 | 方針が明確に示されているか。 | 10 | 10 |
| (4)業務全体の配置予定人員及び対応時間 | 対応時間内で業務が円滑に行える配置予定人員となっているか。 | 10 | 10 |
| 2.(1)水道メーター及び下水道メーター等検針並びに点検業務 | 誤検針を防ぐための取り組みを行っているか。  検針の際、異常が発見された場合の対応マニュアル等はあるか。 | 10 | 10 |
| (2)上下水道使用開始・使用中止受付及び電話対応業務 | 窓口や電話での応対についてマニュアル化されているか。  個人情報の取扱いは徹底されているか。 | 10 | 10 |
| (3)開閉栓業務 | 正しく開閉栓作業が行える体制ができているか。 | 10 | 10 |
| (4)水道料金及び下水道使用料等調定業務 | 遅滞及び誤りのないよう複数名での確認作業となっているか。 | 10 | 10 |
| (5) 水道料金及び下水道使用料等収納並びに滞納整理業務 | 収納率向上に向けた取り組みを行っているか。  現金の取扱いについて厳重に管理されているか。 | 10 | 10 |
| (6) 水道メーター及び下水道メーター等取替並びに維持管理業務 | 計画的に取替えを行い、トラブルを防止するとともにトラブルが発生した場合の対応について体制が取られているか。 | 10 | 10 |
| (7) 橿原市役所分庁舎上水道使用開始・使用中止受付及び電話対応業務 | お客様センターと業務の連携が取れるようになっているか。 | 5 |  |
| (8)上水道関係書類等受付業務 | 受付等漏れのないよう複数人によるチェック体制が取れているか。 | 5 |  |
| (9)下水道関係書類等受付業務 | 受付等漏れのないよう複数人によるチェック体制が取れているか。 |  | 5 |
| (10)下水道賦課漏れ等対策 | 下水道の賦課漏れ、賦課等対策は行われているか。 |  | 10 |
| (11)災害時の危機管理及び応援体制 | 災害対策及び応援体制等が整備され、日頃から訓練を行っているか。 | 10 | 10 |
| (12)クレーム等対応困難事例の対処方法 | 対処方法がマニュアル化され、研修や指導が行われているか。 | 10 | 10 |
| (13)悪質滞納者及び生活困窮者等の対策 | 解決へ向けて積極的な取り組みを行うとともに企業団又は橿原市への報告を行う体制が取れているか。 | 15 | 15 |
| (14)セキュリティについての対策 | 個人情報や現金等の取扱いについて厳重に管理されているか。 | 20 | 20 |
| 大和高田事務所及び明日香村庁舎への連絡便のセキュリティについて万全の対策が取られているか。また、大和高田事務所とのコミュニケーションがスムーズに行える連絡手段について提案できているか。 | 5 |  |
| (15)契約締結後から受注開始までの準備期間及び受注期間満了時の引継ぎ | 引継ぎまでのスケジュール等が実施可能な内容で提示されているか。 | 10 | 10 |
| (16) その他独自提案 | 業務が円滑、向上するような取り組みが提案されているか。 | 20 | 20 |
| 評価委員の持点合計 | | 200 | 200 |

1. プレゼンテーション及びヒアリング審査
2. 提出した企画提案書類を基にプレゼンテーションを行う。下表「評価項目」に基づき採点する。審査項目の配点を満点として、絶対評価とする。
3. 審査は評価委員８人が各々行い、委員１人の持点を５０点満点とし、その合計を審査点とする。

* 実施日　　令和７年　５月３０日（金）予定

※会場及び時間等の詳細は、事前に参加者に連絡する。

* 持ち時間　提案時間は参加者ごとに６０分間程度とする。

1. 企画提案書等の説明、プレゼンテーション（４５分）
2. ヒアリング（１５分）

* 提案方法　提案方法については、参加者の任意とする。スクリーンは発注者で用意する。

パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

なお、当日の新たな企画提案資料の提出は認めない。

* 出席者　　参加者ごとに３人以内。名札等の会社を特定できるようなものを身につけないこと。

本業務担当は出席すること。

* 評価項目　下表のとおり

| 評価項目 | 点数 |
| --- | --- |
| プレゼンテーションの内容 | 10 |
| 会社としての熱意・意欲 | 10 |
| 共通質問事項に関する回答 | 10 |
| 個別質問事項に関する回答 | 10 |
| その他評価すべき点 | 10 |
| 評価委員の持点合計 | 50 |

1. 評価結果通知書の送付

評価結果通知書が発注者より送付される。

* 通知予定日　令和７年６月１３日（金）予定

1. 仕様書の調整

受注候補者は発注者と仕様書の調整を行い、契約に向けた交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、評価得点の次点の者が交渉を行う。

1. 最終見積書の提出

交渉により確定した仕様書に基づき、契約を行うための最終見積書を提出する。

1. 契約の締結、結果の公表

契約を締結する。企業団ホームページ、橿原市ホームページ上にて、当該案件の実施結果が掲載される。

1. その他必要な事項
2. プロポーザルの参加に必要な費用は、全て参加者の負担とする。
3. 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
4. 提出する企画は１者につき１件とする。
5. 提出書類について、提出後の修正及び変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合で、発注者が承諾したものについてはこの限りではない。
6. 提出書類は、必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。ただし、実物の資料等で返却が必要と判断されるものについてはこの限りではない。
7. 提出された企画提案書は、本業務の受注候補者を特定すること以外に提出者に無断で使用できない。
8. 企画提案書等の提出書類は、奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和６年奈良県広域水道企業団条例第２号）第９条及び橿原市情報公開条例（平成１０年橿原市条例第１５号）第９条に基づく公開請求があった場合は、原則として公開する。ただし、同条例第６条に該当する場合は、その全部または一部を公開しないことができる。
9. 電子メールの通信事故等について、発注者は 責めを負わない。
10. 審査結果に対する不服申立ては受け付けない。
11. 当該案件は、受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結のため、受注候補者と発注者との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
12. 契約金額については、委託内容の決定後に別途協議のうえ最終決定する。
13. 本契約は、企業団及び橿原市と落札事業者の間で個別に締結する。
14. 契約による履行期間は３年間（３６ヶ月）とし、複数年契約とする。ただし、料金については、毎月　　　１０日までに前月分委託料（「水道メーター等取替及び維持管理業務委託料」及び「下水道メーター取替及び維持管理業務」を除く。）を請求するものとする。その後、契約履行状況を確認し、請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。
15. 契約締結後において予測できない事情により仕様の変更等が発生する場合は、両者が協議の上、契約を変更することで対応するものとする。
16. 当該案件による契約については、業務に係る令和８年度以降の予算について奈良県広域水道企業団議会及び橿原市議会の議決を得られることを条件として実施するため、当該予算の内容が変更された場合又は当該予算が議決されなかった場合には、契約内容の変更、契約の延期又は契約の取り止めを行う場合がある。この場合において、契約した業者の損害等に関する対応については、協議して決定するものとする。
17. 提出書類について次に該当する場合は、当該案件への参加資格を失う場合がある。

* 本要領に定められた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないもの。
* 見積額が、提案上限額を超えるもの。
* 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
* 虚偽の内容が記載されているもの。

1. 問い合わせ担当先

奈良県広域水道企業団橿原事務所　業務課（小島、石木、大北）

橿原市　下水道部　経営総務課（嵯峨、伊藤）

〒６３４－０８２６　奈良県橿原市川西町１０３８－２　クリーンセンターかしはら１階

ＴＥＬ：０７４４－２７－４４１１

ＦＡＸ：０７４４－２７－４７５８

メールアドレス：kashihara-gyomu@union.nara-water.lg.jp

業務時間：８時３０分～１７時１５分